

児童扶養手当の支払回数が変更となります

2019年11月から現行の年3回から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)の隔月支払となります。

※支払回数変更による最初の支払となる2019年11月支払は、8月分から10月分の3ヶ月分となりそれ以降は奇数月に2ヶ月分が支払われます。

※2019年8月現況届に基づく支払は、2019年11月から翌年10月分が対象となります。

支払対象月	支払月
2019年8月分～10月分(3ヶ月分)	2019年11月支払
2019年11月分～12月分(2ヶ月分)	2020年1月支払
2020年1月分～2月分(2ヶ月分)	2020年3月支払



☎ 困ったときの相談窓口 ☎

子ども・子育て支援センター(愛称:こころんだいやる)

育児や進路、いじめ、不登校、非行、虐待などの子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

《電話》077-524-2030 《フリーダイヤル》0120-078-310 (24時間子供SOSダイヤル)

●相談時間/午前9時～午後9時(12/29～1/3除く)

小児救急電話相談 #8000

お子さまのケガや急病で、病院へ行ったほうがよいか判断に迷ったとき、小児医療専門の担当者がアドバイスします。

《相談電話番号》#8000 一般電話番号のプッシュ回線、携帯電話

《電話》077-524-7856 一般電話のダイヤル回線、IP電話など

●相談日時/平日および土曜日:午後6時～翌朝8時
日曜日、祝日および年末年始(12/29～1/3) 午前9時～翌朝8時

●対象者/県内に在住の15歳以下の子ども、およびその家族等

子ども家庭相談センター

子どもの虐待をはじめ子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、専門的な知識および技術を必要とする相談に応じています。

中央子ども家庭相談センター(草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市にお住まいの方)

《電話》077-562-1121

彦根子ども家庭相談センター(彦根市・長浜市・近江八幡市・東近江市・米原市・蒲生郡・愛知郡・犬上郡にお住まいの方)

《電話》0749-24-3741

大津・高島子ども家庭相談センター(大津市・高島市にお住まいの方)

《電話》077-548-7768

●相談日時/月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始・土・日・祝日除く)

お願い 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども・青少年局、またはお住まいの市福祉事務所、町役場にお寄せください。

※イラストはイメージです。

ひとり親家庭 サポートだより

第33号 平成31年3月発行

■編集・発行

滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局

tel.077-528-3554

fax.077-528-4854

E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

vol.33

2019.春号

ひとり親家庭

サポートだより



CONTENTS

特集

[P2~3]

H30年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査の結果概要について

暖かい季節を迎えるころになってきましたね。今回は、2018年9月に実施したひとり親家庭等生活実態調査の結果を掲載しています。

またひとり親家庭総合サポートセンター主催のひとり親家庭交流カフェで知らなかったお金について学んでみました。その様子をご紹介します。

2019年11月より児童扶養手当の支払回数が変更となりますので案内します。

CONTENTS

- ひとり親家庭交流カフェでお金について学んでみた!… [P.4]
- 日常生活支援とは? …… [P.5]
- お子さんと一緒に考えてみませんか?スマホやネットのこと… [P.6]
- 県立図書館おすすめの本… [P.7]
- 児童扶養手当支払回数変更について… [P.8]
- 困ったときの相談窓口… [P.8]